

議案第 13 号

町有財産条例の一部改正について

町有財産条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

町有財産条例の一部を改正する条例

町有財産条例（昭和 39 年日出町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町有財産条例

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項ただし書中「価格」を「価額」に改め、同項第 2 号中「地方公共団体」の次に「その他公共団体」を加え、同条第 2 項中「価格」を「価額」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「低い価格」を「低い価額」に改め、同条第 1 号中「他の」を「国若しくは他の」に改め、「その他公共団体」の次に「又は公共的団体」を加え、「公用」を「、公用」に改め、同条第 2 号中「当該用途」を「、当該用途」に改め、同条第 4 号中「当該用途」を「、当該用途」に、「価格」を「価額」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 号中「他の」を「国若しくは他の」に、「公用」を「、公用」に改

め、同条第2号中「供しがたい」を「供し難い」に改め、同条を第5条とし、第6条の2を第6条とする。

第8条の見出し中「物品の譲渡」を「物品の譲与」に改め、同条中「価格」を「価額」に改め、同条第2号中「相続人」を「その相続人」に、「条件に」を「その条件に」に改める。

第9条中「価格」を「価額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方公営企業の管理者による財産取得等に係る町長の承認を不要とし、財産の交換、譲渡又は貸付ができる相手方を見直し、及び用語の整理を行いたいの
で提出する。